第9回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する 検討プロジェクト会議 概要版

日時: H30.5.11(金)11:05-11:20 場所:議事堂6F601特別委員会室

出席者:議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議委員

(10名)

事務局 稲垣企画法務課長、長﨑法務監、服部班長

資料: 第9回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議 事項書

|資料 1 パブリックコメントの実施結果について

資料 三重県議会基本条例の一部を改正する条例案について

く議事概要>

委 員:ただ今から第9回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する 検討プロジェクト会議を開催する。まず、4月4日(水)から5月7 日(月)まで実施したパブリックコメントについては、3件の意見が あった。

> 意見に対する本プロジェクト会議の考え方(案)を正副座長で資料1 のとおり作成したので、事務局から説明させる。

事務局: 資料1により「三重県議会基本条例の一部改正(案)」に対する意見と 意見に対する本プロジェクト会議の考え方(案)を説明させていただ く。

まず1件目は、いただいた意見としては、「三重県では東海地震、南海地震の危険性があるときいています。あたらしい条例をつくることは災害対応のために必要だと思うので、議員の方にがんばってもらいたいと思います。」というものである。もう1件は、「近年、豪雨等による災害が全国各地で起きています。三重県でも平成23年8月に台風12号による紀伊半島豪雨で甚大な被害を受けました。東紀州に限らずこのような災害は三重県内のどこで起こってもおかしくないので今回の新設は賛成します。」というもので計2件の意見をいただいた。

本プロジェクト会議の考え方(案)であるが、「ご意見ありがとうございます。引き続き、本プロジェクト会議において「三重県議会基本条例の一部改正(案)」に基づく条例改正作業を進めてまいります。」というもので2番目の意見に対しても同様の考え方で整理をしている。

2ページをご覧いただきたい。

その他の意見としては、今回の基本条例の改正に直接関係がないものである。これについては、「ご意見ありがとうございます。県議会に対するご意見として承ります。」とし、合計3件意見があった。

委 員:ただいまの説明について、ご意見等はあるか。

委 員:確認したいが、3番目の意見は、冒頭から「また」で始まっているということは、1ないし2の続きとして3番目の意見があったと理解していいか。

事務局:2番目と3番目が一つの意見として出されている。

委 員:後学のために教えていただくが、同一人物の方が複数の意見を出した場合、これまでもこういうカウントの仕方をしていて、何人から何件というわけではなくて、意見として何件というカウントの仕方をしてたか。そういう形の取りまとめであったのか。

事務局:そのとおりである。

委員:わかった。

委 員:只今の説明について、ほかに意見等はあるか。

(「なし」の声)

委 員: それでは、県民の皆さんからいただいた意見とそれに対する本プロジェクト会議の考え方としては、この案のとおりとする。 なお、これらについては、速やかに県議会のホームページに掲載する。

委 員: 只今説明のあったパブリックコメントの結果を踏まえると、パブリックコメントに添付した「三重県議会基本条例の一部改正(案)」を最終案として確定し、これをもとに条例改正案を作成したいと考えるがいかがか。

(「異議なし」の声)

委員:それでは、そのようにする。

正副座長で条例改正案を作成しているので、事務局に配付させる。 只今配布した「三重県議会基本条例の一部を改正する条例案」を事務 局から説明させる。

事務局: それでは、ただいま配布させていただいた資料について説明させていただく。三重県議会基本条例の一部を改正する条例案についてということで、第1の内容について、近年の大規模な災害等の発生状況等に鑑み、議会における大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する規定を整備するものである。第2の施行期日について、施行期日は、公布の日から施行する。

裏面は、三重県議会基本条例の一部を改正する条例案である。具体的な中身は、なかほどあたりにある。目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。第三章中第七条の二を第七条の次に加えるということで、大規模な災害その他の緊急事態への対応として第1項で、「議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。」第2項で「議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。」という整理をした。最後のページであるが、改正案と現行の新旧対照表である。上段のほうに改正案、下段に現行のものということで整理をした。説明は以上である。

委 員:只今の説明について、ご意見等はあるか。

(「異議なし」の声)

委 員:それでは、この案のとおりとする。

この案については、5月17日(木)の議会改革推進会議役員会へ報告し、議会改革推進会議としてどのように取り扱うかご協議いただくこととする。

なお、字句修正等軽微な修正は、正副座長に一任いただきたいと思う。

委 員:次に、議会改革推進会議で条例改正案が最終決定された後であるが、 条例改正案の提出者や、全員協議会での説明者等について、本プロジ ェクト会議のメンバーでお願いしたいとなることが予想される。 そのようなことになった際には、条例改正案の提出者は原則として本 プロジェクト会議のメンバー全員、説明者は私(座長)又は副座長と すると考えているがよいか。

(「異議なし」の声)

委員: それでは、そのようにする。

メンバーの皆さまには、条例改正案への署名や全員協議会等への出席 等をお願いすることになるが、その都度お願いに行くので、協力をお 願いする。

委員:この際、ほかに何かあるか。

委 員:はい。

委 員: 委員どうぞ。

委員:このように、議会基本条例の一部を改正する条例案というものを、このプロジェクト会議で、座長と副座長のリーダーシップのもとでまとめていただき感謝する。形はできたわけであるが、中身の部分については、別の機会をつくり、別の場を使って様々な場面で話していただきたいと思う。今日、○○委員もみえているが、私ども常任委員会の正副委員長として、予算における大規模な災害発生時の予算議論のあり方について、正副委員長として正副議長に対して、委員会としてこういう案がまとまったので、しかるべき場所でご議論をお願いすると申し上げてきた。我々が説明したことが、議会基本条例の改正案の中身の一部として議論していただけると思っているので、そういった意味も含めてぜひ様々な中身の部分の場を作ることを座長のほうからぜひお願いしてほしいと思う。

委 員: 貴重な意見をいただいて感謝する。そういう場面、場面でいま話されたことは言っていくと思う。今日は、おそらく最後のプロジェクト会議となると思うので、私から、一言発言する。

委員:昨年6月29日の代表者会議で、議会改革への取組についての検討を

議会改革推進会議において行うこととなり、9月21日の議会改革推 進会議役員会で当プロジェクト会議の設置が決定された。

その際、役員会の了承を得て、座長となった。

計7回のプロジェクト会議を開催し、各委員の活発な議論を経て「検 討結果報告」をまとめることができた。

検討結果項目2点にまとめていただいた。

1点目は、近年の災害等の大規模化等を踏まえ、「大規模な災害その他の緊急事態への対応」に関する基本的な規定を議会基本条例に盛り込むこと。

2点目は、議会改革度の向上等も視野に入れ、現行の議会基本条例の活 用等を検討していくこととまとめていただいた。

この「検討結果報告」については、3月7日の役員会、3月19日の総会で報告し了承をいただいた。

3月20日の代表者会議において、当プロジェクト会議の報告どおり条例改正等を行うこととなり、引き続き条例改正作業を当プロジェクト会議で行うこととなった。

パブリックコメントを経て、本日第9回目のプロジェクト会議を開催し、 委員各位の多大なるご協力により条例改正案をとりまとめることがで きた。大変忙しい中、熱心に議論していただいた委員各位に大変感謝し ている。

当プロジェクト会議の検討結果が本県議会の議会改革の一助となることを大いに期待している。

委 員:副座長からもお願いする。

委員:委員の皆さんの真摯な議論のおかげで一定の結論が導きだせたことに感謝する。また、座長を補佐するなどとはとんでもない力のない副座長であったが、広い心で受け止めていただき感謝している。さきほど○○委員からもあったが、ステージは新たなところに移るのかと思うが、最終的に県民の命を守るということを最優先で考えていきたいということで、挨拶とさせていただく。

委 員:以上で、本日の「議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する 検討プロジェクト会議」を終了する。